

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **館林市** (都道府県: **群馬県**)
 本事業の担当部局名 **保健福祉部こども局子育て支援課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	館林市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,026,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市においては、平成17年頃から人口が減少傾向に転じ、第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計では、令和2年以降もさらに人口減少が進行している。 本市の婚姻率及び合計特殊出生率は全国や群馬県の平均より低い状態が続いており、令和4年時点で婚姻率3.5(全国4.1、群馬県3.6)、合計特殊出生率1.02(全国1.26、群馬県1.32)となっている。 本市においては未婚化や晩婚化による出産機会の減少や結婚による女性の転出等が要因と推察されるため、「館林市第6次総合計画」及び「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画」などにに基づき様々な面から支援を行っているが、依然として人口減少や少子化に歯止めがかからない状況となっている。 そうした状況を打開するべく、令和3年度より、新婚世帯への支援として結婚新生活支援事業を開始し、また、令和4年度より、新たに子どもが生まれた世帯への支援としてこども誕生祝金支給事業を開始するなど、少子化対策事業に注力しているところである。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 上記のような状況を踏まえ、「第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の1つとし、①「地方創生施策の推進」、②「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」、③「地域子育て支援の推進」、④「質の高い保育サービスの充実」の3つを基本的方向として様々な事業に取り組んでいく。各事業において、市民に向けての周知を強化しつつ、結婚前の若い世代や子育て世代のニーズなどを注視しながら、引き続き事業の実施・効果検証を行う。 <本個別事業の位置付け> 本事業は、上記の4つの基本的方向のうち①「地方創生施策の推進」に位置づけられる。「① 地方創生施策の推進」においては婚活事業の推進により「出会い」の支援をしており、本事業は、出会いの先にある「結婚」を経済的に支援する事業の1つとして令和3年度より取り組んでいるものであり、令和6年度も継続して事業を実施する。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
市税の滞納がないこと			

2. 申請見込

①新規世帯見込	33	世帯	②継続世帯見込	13	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	18	世帯		
	その他	15	世帯		

【世帯数積算根拠】

○新規世帯見込

(当初申請時)

令和5年度対象世帯見込 29世帯

(内訳) 夫婦とも29歳以下 18世帯

上記以外の夫婦 11世帯

令和6年度においても、令和6年度と同数で見込む。

(変更後)

令和5年度対象世帯見込 29世帯

(内訳) 夫婦とも29歳以下 18世帯

上記以外の夫婦 11世帯

令和6年度において夫婦とも29歳以下の世帯は同数と見込み、その他の世帯は1.3倍(15世帯)で見込む。→ 33世帯

○継続補助世帯見込

令和5年度において、上限額未満での交付となる世帯数見込 13世帯

そのすべてが令和6年度継続補助対象となるものとして見込む。→13世帯

【変更理由】

支給見込世帯数が当初見込を上回るため。

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯実績	28	世帯
～12月(実績)	10	世帯
1月～3月(実績)	18	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	18	世帯	×	600,000	円	=	10,800,000	円
(その他)	15	世帯	×	300,000	円	=	4,500,000	円
				(継続補助)			4,181,000	円
				合計			19,481,000	円

<積算>

下記のとおり積算

令和4年度実績より、対象世帯のうち、上限額で申請をした世帯と上限額未満で申請をした世帯の割合は
 上限額:約55%、上限額未満:約45% …①
 また、上限額未満で申請をした世帯の補助金交付額の平均は
 1世帯あたり 163,000円 …②

○新規補助金額

(当初申請時)

①②を踏まえ

29歳以下・上限額 18世帯×55%=10世帯

10世帯×600,000円=6,000,000円

29歳以下・上限未満 18世帯×45%=8世帯

8世帯×163,000円=1,304,000円

※29歳以下合計 6,000,000円+1,304,000円=7,304,000円

その他・上限額 11世帯×55%=6世帯

6世帯×300,000円=1,800,000円

その他・上限未満 11世帯×45%=5世帯

5世帯×163,000円=815,000円

※その他合計 1,800,000円+815,000円=2,615,000円

(変更後)

①②を踏まえ

29歳以下・上限額 18世帯×55%=10世帯

10世帯×600,000円=6,000,000円

29歳以下・上限未満 18世帯×45%=8世帯

8世帯×163,000円=1,304,000円

※29歳以下合計 6,000,000円+1,304,000円=7,304,000円

その他・上限額 15世帯×55%=8世帯

8世帯×300,000円=2,400,000円

その他・上限未満 15世帯×45%=7世帯

7世帯×163,000円=1,141,000円

※その他合計 2,400,000円+1,141,000円=3,541,000円

○継続補助金額

令和5年度対象世帯見込のうち上限額未満となる世帯数は
 29歳以下 8世帯、その他 5世帯 …③

②③を踏まえ

29歳以下 8世帯×(600,000円-163,000円)=3,496,000円

その他 5世帯×(300,000円-163,000円)=685,000円

※継続補助合計 3,496,000円+685,000円=4,181,000円

【変更理由】

支給見込世帯数が当初見込を上回るため。

3. 広報の実施予定

広報誌、市HP及び市公式Twitterへの掲載、婚姻届配布及び提出時にチラシ配布するほか、市と包括連携協定を結んでいる企業等にチラシの配布を依頼する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率			1.6 (令和7年度)	1.02 (令和4年)
婚姻数		件	360 (令和7年度)	257 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.02	
	婚姻件数		件	257	
	婚姻率			3.5	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	97	96 (令和4年度)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	45 (令和4年度)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	95	90 (令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県が設置する「ぐんま結婚支援連携協議会」に参加し、情報の共有や発信、課題解決に向けた検討を行う。 群馬県のHPでの広報を行う。 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間事業者への周知について、市HPでの広報を行うほか、市と包括連携協定を結んでいる企業等にチラシの配布を依頼する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。